平成２１年（フ）第７４８号
千葉市若葉区千城台東４丁目19番３棟505号
債務者　井元　光子
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第７６２号
千葉市若葉区西都賀３丁目26番５号　木内ハイツ１－Ｄ
債務者　野島　智子（旧姓成田）
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第７６４号
千葉市緑区誉田町１丁目765番地８
債務者　井上　真一
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第７７０号
千葉県船橋市駿河台１丁目７番50号
債務者　幸田　　学
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第７７１号
千葉県船橋市駿河台１丁目７番50号
債務者　幸田　裕子
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第７７４号
千葉市稲毛区園生町749番地15
債務者　大町　光久
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第７７５号
千葉市稲毛区園生町749番地15
債務者　大町タミ子
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第８１３号
千葉市美浜区高洲３丁目１番１棟302号
債務者　高田耕次郎
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第８１４号
千葉市美浜区高洲３丁目１番１棟302号
債務者　高田富美子
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第８１５号
千葉市美浜区高洲３丁目１番１棟302号
債務者　高田　弘美
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第８６９号
千葉市若葉区小倉台１丁目17番10号　中山ハウス102号
債務者　鈴木　伸江
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第４９５号
大分市大字関園734番地の１市営Ａ１－４
債務者　高見　賀代
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第２９１号
沖縄県南城市知念字久手堅819番地３　ワンヂン原団地７－Ａ
債務者　糸数　ヨネ
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第１５７号
北海道小樽市桜４丁目１番18号　米沢アパート１階左
債務者　浜村　賢二
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第１９２号
北海道小樽市手宮３丁目２番７号
債務者　吉田　洋行
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第２０６号
北海道勇払郡厚真町字上厚真318番地
債務者　石田　照子
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第１２１５号
仙台市宮城野区田子１丁目25番７―302号
債務者　折原　辰雄
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１２１８号
仙台市太白区三神峯２丁目２番18号　ゴールデンハイツ岩谷Ａ棟206
債務者　清野とも子（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係